

生徒会会則（要約）

◎生徒総会…生徒全員で組織される本校の最高議決機関である。

○年1回（5月）の定例会を行う。

以下の場合、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- ・生徒会役員会または学年代表委員会が必要と認めた場合
- ・全校生徒の1／5以上の要求があった場合
- ・学校長が必要と認めた場合

◎生徒会役員会

○9月の役員選挙において以下の5名を選出する。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・書記 1名
- ・会計 1名

役員の任期は10月1日から翌年9月30日までとする。

○主な業務…新入生歓迎会、生徒総会、壮行会、高聳祭、予選会

校則等のアンケート、ボランティア活動、月の活動目標、ほか

☆生徒会役員は学年代表委員、専門部に所属しない。

◎専門部…人数は学年で調整する。

○保健部…スポーツ大会、校内清掃、保健活動

○文化部…意見発表会、全校朝会

○図書館部…図書館活動、生徒会誌

◎学年代表委員会…生徒総会議長団と会計監査（5月）、選挙管理委員会（9月）

学年長・副学年長・書記を原則とする。ただし学年の事情により、構成人数は変更可能

とする。専門部と兼ねることができる。

生徒総会または役員選挙の3週間前に招集される。

◎部活動、同好会

○新たに同好会を設立する場合は、部活動編成会議の時に、条件を満たした場合に設立できる。顧問の先生がいない場合は設立できない。

○新たに部活動を設立する場合は、1年間の同好会活動を経て、生徒総会の承認を得てから部に昇格する。